| | |
|---|---|
| 22.55-23.15 | 固定<br>衛星間　5.338A<br>移動<br>宇宙研究(地球から宇宙)　5.532A<br>5.149 |
| 23.15-23.55 | 固定<br>衛星間　5.338A<br>移動 |

追　5.532A　宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ54kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第9.17号及び第9.18号は適用しない。

改　22-24.75GHz

| 業務に対する分配 | | |
|---|---|---|
| 第一地域 | 第二地域 | 第三地域 |
| 24.65-24.75<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.532B<br>衛星間 | 24.65-24.75<br>衛星間<br>無線標定衛星(地球から宇宙) | 24.65-24.75<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.532B<br>衛星間<br>移動<br>5.533 |

追　5.532B　固定衛星業務(地球から宇宙)による第一地域における24.65-25.25GHzの周波数帯及び第三地域における24.65-24.75GHzの周波数帯の使用は、最小空中線口径を4.5mとする地球局に限る。

改　24.75-29.9GHz

| 業務に対する分配 | | |
|---|---|---|
| 第一地域 | 第二地域 | 第三地域 |
| 24.75-25.25<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.532B | 24.75-25.25<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.535 | 24.75-25.25<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.535<br>移動 |

改　5.536A　地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版のITU-R勧告SA.1862を考慮して運用しなければならない。

改　5.536B　サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

改　5.536C　アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

改　5.537A　ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9-28.2GHzの周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用することができる。これらの国でHAPSによる固定業務に割り当てられたこの300MHzの周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145(WRC-12、改)を参照すること。

改　5.542　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5-31GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限値を適用する。

改　5.543A　ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上からHAPSの方向にも使用できる。HAPSを用いたシステムによる31-31.3GHzの周波数帯の使用は、これらの国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第5.545号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの業務の発達を妨げてはならない。31-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSを用いたシステムは、ITU-R勧告RA.769に示す保護基準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHzの周波数帯におけるHAPS地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる。決議第145(WRC-12、改)を参照すること。

改　5.545　業務の種類の地域差：アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

改　5.546　業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、